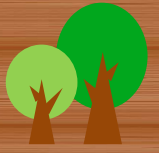


あなたの土地に **木** を植えませんか？ 京都市が **緑化** を **支援** します



京都市建設局みどり政策推進室 平成30年6月発行 京都市印刷物第303059号

平成30年度 京都市民有地緑化支援事業

1 申請受付期間

平成30年7月13日（金）～平成31年1月31日（木）

※ただし、緑化工事が平成31年2月28日までに完了するもの。

先着順で受付。予算の関係で締切が早くなる場合があります。

2 緑化支援の対象地域（右図参照）

京都市の市街化区域（＝緑化重点地区）



3 支援内容

以下の表に記載した民有地の植栽費用を支援します。支援金額は、1件あたり最大50万円までです（樹木の購入費及び構造物の撤去費等は、申請者の負担）。

植栽項目	規格	対象
高木植栽	高さ3.0m以上	1本から
中木植栽	高さ1.5m以上3.0m未満	1本から
生け垣植栽	高さ0.3m以上1.5m未満	延長1mから

※生け垣植栽は、高さによって、1mあたりに植える樹木の本数に決まりがあります。

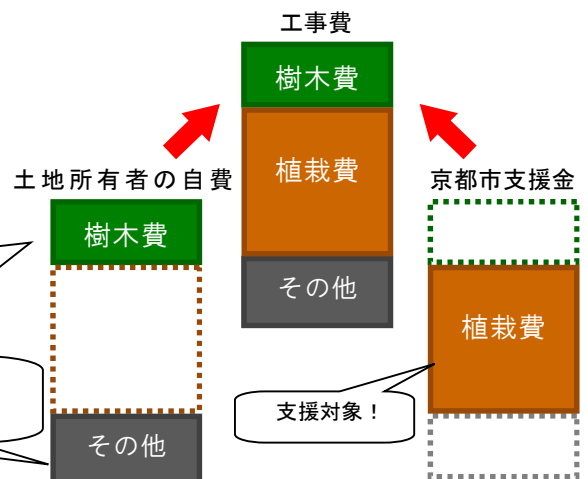
緑化支援の内容



新しく高木を植えたい場合

参考：桜(ソメイヨシノ)
高さ3.0m,
幹周0.12m
1本あたり 約7,000円

ブロック塀や土間コンクリートの
撤去等の費用は申請者の負担です。



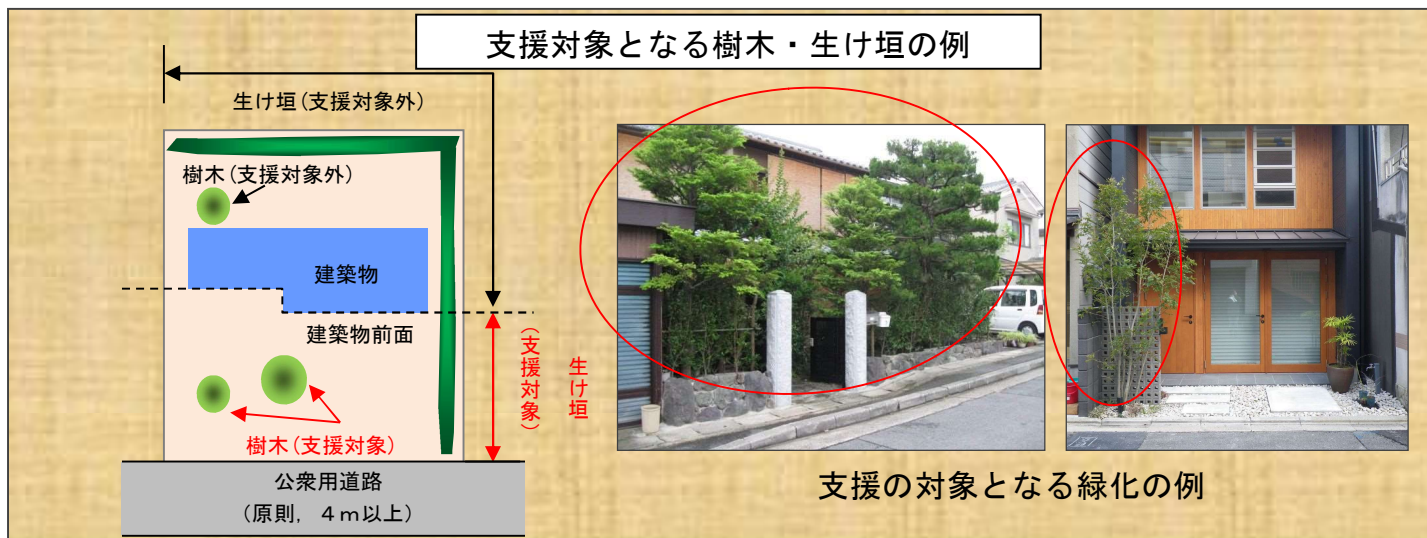
※土地所有者の方は、樹木を植栽する費用が軽減できます。

※京都市は、市街化区域のみどりが少ない所にみどりを増やすことができます。

支援の対象について

4 緑化支援の対象となるもの

- (1) 対象地域内で私有地における新規緑化であること
- (2) 原則、幅員が4 m以上の公衆用道路に面していること
- (3) 1本あたり高さ1.5 m以上の中高木の植栽、又は、高さ30 cm以上の生け垣状の植栽
- (4) 原則、道路から建築物前面の間での緑化であり、道路から容易に見通せるもの
- (5) 植栽後、5年以上適切に育成管理できること



5 対象とならないもの

- (1) 申請以前に植栽したもの
- (2) 既存樹木を植替えするもの
- (3) 道路から緑化する樹木が見通せないもの
- (4) 草花、芝、プランター等による緑化
- (5) 屋上緑化
- (6) 期限内に施工完了しないもの
- (7) 法令等で緑化義務の対象となっているもの

申請の相談について

6 申請相談

- ① 施工業者が決まっている方
⇒ チラシに添付している「実施計画書」と「必要書類(実施計画書の下段に記載)」を揃えて、みどり政策推進室の窓口にて申請してください。詳しくは、2ページ目の「申請手続きの流れ(1)」を御覧ください。
- ② 施工業者が決まっていない方
⇒ 3ページ目の「申請手続きの流れ(2)」を御覧ください。
お困りの場合は、一般社団法人京都造園建設業協会（TEL：075-256-1956）が緑化の計画や申請手続き等についてサポートいたします。

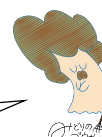
受付：京都市建設局みどり政策推進室 緑化推進担当 TEL：075-741-8600
住所：〒604-0911 京都市中京区河原町二条上る清水町359番地ABビル3F

7 その他

実施計画書は、京都市情報館（ホームページ）にも掲載しています。
京都市情報館：<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/57-6-0-0-0-0-0-0-0.html>



生け垣を検討されている方は、お住いの場所、条件により下記の制度が利用できる場合があります。お気軽にご相談ください。



※密集市街地等内の主に幅員4 m未満の袋路に面する、倒壊のおそれがあるブロック塀等については、除却やそれに替わる塀、生け垣の新設に要する費用を補助する「**危険ブロック塀等改善事業**」があります。

都市計画局まち再生・創造推進室 密集市街地・細街路担当 連絡先222-3503

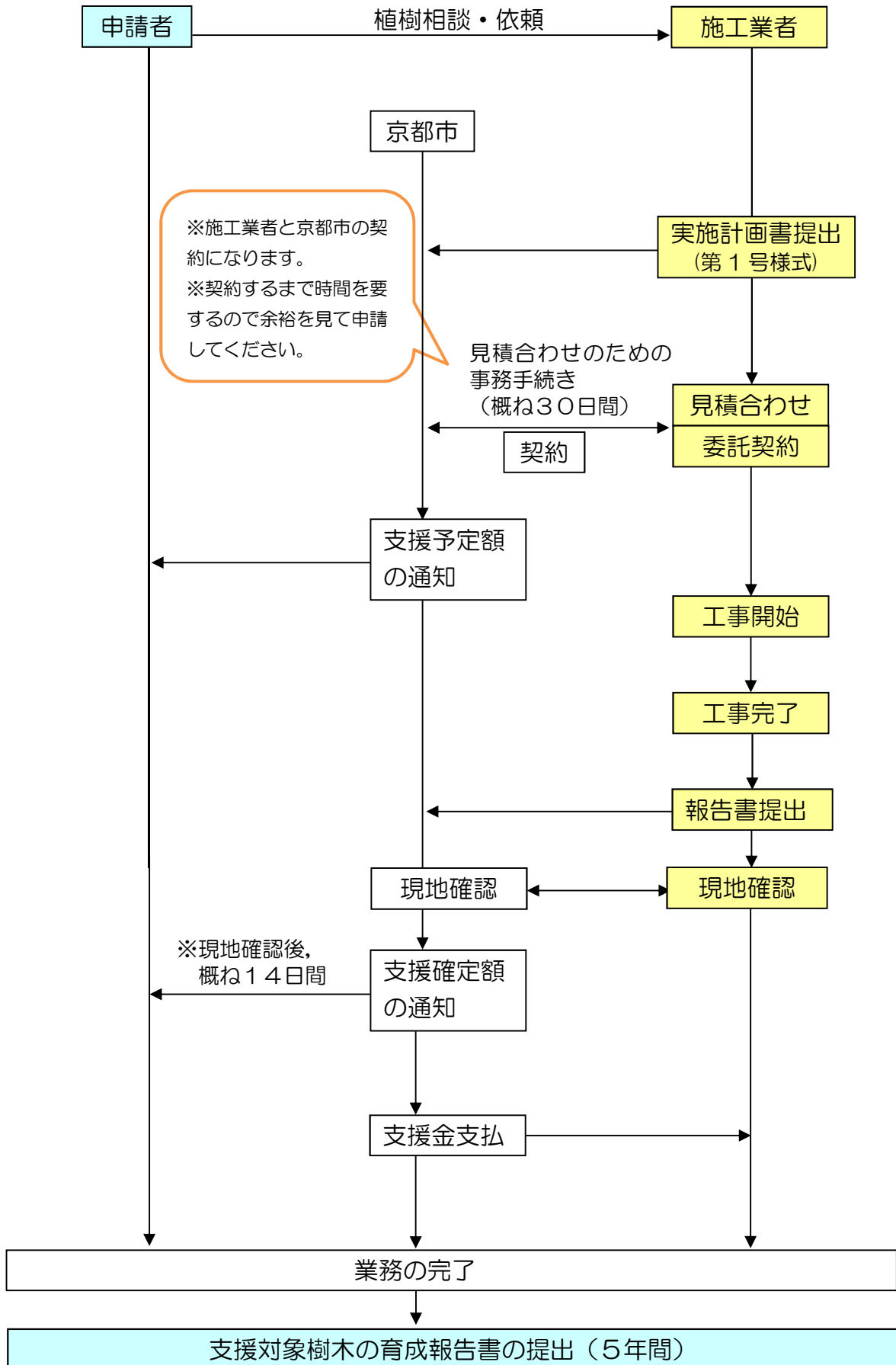
※上記事業のほか、①道に面するブロック塀、②公園、幼稚園、保育所及び学校等に面するブロック塀（これらの敷地内に存するものは対象外）で、安全対策が必要なものについては、7月13日から「**ブロック塀等の除却工事の費用に対する助成制度**」を創設します。

都市計画局 建築指導部建築安全推進課 連絡先222-3613

都市計画局 ブロック塀等の支援窓口 連絡先222-3603（7月13日に開設）

申請手続きの流れ (1)

◆ 施工業者が決まっている方



申請手続きの流れ (2)

◆ 施工業者が決まっていない方

